

## ～ 介護保険 ～ 令和 6 年 6 月 1 日 現在

【料金表】下記金額は利用者負担額1割の場合 地域単価(基本単位×10.70×10%もしくは20%もしくは30%負担)

資格	所要時間	要 介 護		要 支 援	
		基本料金 (単位数)	基本料金 (単位数)	基本料金 (単位数)	基本料金 (単位数)
看護師	20分未満	336 円 (314単位)	325 円 (303単位)		
	30分未満	504 円 (471単位)	483 円 (451単位)		
	30分以上1時間未満	881 円 (823単位)	850 円 (794単位)		
	1時間以上1時間30分未満	1,207 円 (1,128単位)	1,167 円 (1,090単位)		
理学療法士等	20分	315 円 (294単位)	304 円 (284単位)	299 円 (279単位)	(※)
	40分	630 円 (588単位)	608 円 (568単位)	597 円 (558単位)	(※)
	60分	848 円 (792単位)	456 円 (426単位)	447 円 (417単位)	(※)

夜間(18:00~22:00)早朝(6:00~8:00):基本料金の25%増し

(※) 開始日の属する月から12月を超えた場合

深夜(22:00~6:00):基本料金の50%増し

### <その他の加算金額>

(サービス提供体制強化加算) 勤続年数7年以上の職員を30%以上配置している	1回毎 7円 (理学療法士等の訪問は20分毎1回)	<input type="checkbox"/>
(看護体制強化加算) 高度な医療を望む利用者に対する訪問看護体制を整え提供した場合	(I)1月につき 589円 (II)1月につき 214円 (要支援)1月につき107円	<input type="checkbox"/>
(緊急時訪問看護加算) 必要に応じて計画外の緊急時訪問を行う場合	1月につき 642円	<input type="checkbox"/>
(特別管理加算) ☆1(詳細あり) 特別な管理を必要とする利用者 (厚生労働大臣が定める状態にある方に限る)に対して、 サービスの実施にあたり計画的な管理を行った場合	(I)1月につき 535円 (II)1月につき 268円	<input type="checkbox"/>
(退院時共同指導加算) 病院、診療所又は介護老人保健施設からの退院、 退所に当り退院時共同指導を行った場合	642円	<input type="checkbox"/>
(初回加算) 新規に訪問看護計画を作成し、退院日に初回訪問した場合	375円	<input type="checkbox"/>
新規に訪問看護計画を作成し、退院翌日以降に初回訪問した場合	321円	
(複数名訪問看護加算) ☆2(詳細あり) 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 (利用者の身体的状況等、要件があります)	30分未満 272円 30分以上 431円	<input type="checkbox"/>
(長時間訪問看護加算) 所要時間が1時間30分以上の訪問が計画されている場合	1回毎 321円	<input type="checkbox"/>

(ターミナルケア加算) 以前からサービスを行っている利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,675円	<input type="checkbox"/>
(看護・介護職員連携強化加算) 安全なサービス提供整備や連携体制確保のための会議に出席し、訪問介護事業所と連携した上でたんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合 (※要介護のみ)	1月につき268円	<input type="checkbox"/>
(口腔連携強化加算) 口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供をおこなった場合	54円	<input type="checkbox"/>

< 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業者と連携する場合 >

(定期巡回・随時訪問介護看護:連携型) 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業者と連携する場合	1月につき 3,169円 (要介護5)1月につき4,025円	<input type="checkbox"/>
(サービス提供体制強化加算) 勤続年数7年以上の職員を30%以上配置し、定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携した場合	1月につき 54円	<input type="checkbox"/>

※上記の料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、

利用者の居宅サービス計画に定められた、サービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合利用者は、1ヶ月につき利用料の全額をお支払いください。

利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

※介護報酬改定による単位数の変更等があった場合はこれに準ずることとします。

※20分未満の利用は、24時間体制があることと、週に1回は20分以上の定期訪問看護が行われている場合に可能です。

※計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定の単位を算定します。

なお、一月以内の2回目以降の緊急訪問については早朝・夜間・深夜加算が付きまます。

※特別管理加算・ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

(1) 介護保険給付外対象サービス

- ・サービス提供時間が2時間を超える場合(30分毎) 4,500円
- ・死後の処置料 10,000円

(2) 交通費

- ・福岡市東区、博多区、古賀市、糟屋郡にお住まいの方は無料です。
- ・その他の地域にお住まいの方は200円/回です。

(3) その他の費用

- ・サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気等の費用は、利用者の負担となります。

#### (4) キャンセル料

- ・利用日の2時間前までに連絡があった場合、無料
- ・原則として連絡のない場合は、担当ケアマネージャーに連絡の上、利用者負担額の100%を徴収  
ただし、ご利用者様の病状の急変等のやむを得ない事情がある場合は不要

☆1 特別管理加算の対象となるのは、下記の状態の方です。

- (Ⅰ)在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態  
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- (Ⅱ)以下のいずれかを受けている状態にある者
  - 在宅自己腹膜灌流指導管理
  - 在宅血液透析指導管理
  - 在宅酸素療法指導管理
  - 在宅中心静脈栄養法指導管理
  - 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
  - 在宅自己導尿指導管理
  - 在宅人工呼吸指導管理
  - 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
  - 在宅自己疼痛管理指導管理
  - 在宅肺高血圧症患者指導管理
  - 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
  - 真皮を超える褥瘡がある状態
  - 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している

☆2 複数名訪問加算の対象となるのは、下記の方で、ご利用者の同意を得て算定します。

- ・利用者の身体的理由(体重が重いなど)により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ・その他利用者の状況から判断して、上記2点に準ずると認められた場合

～ 医療保険 ～ 令和 6 年 6 月 1 日 現在

【料金表】 ※下記金額の各利用者の医療保険負担割合に応じた自己負担額

①訪問看護基本療養費 (週4回以上訪問できる場合は、厚生労働大臣が定める疾患等と特別訪問看護指示書の期間)		週3日目まで1日5,550円 週4日目以降 看護師:1日6,550円 リハビリ:1日5,550円		
②訪問看護管理療養費 主治医に訪問看護計画書・報告書を提出し、利用者に対して計画的な管理を行った場合				
機能強化型訪問看護管理療養費1	月初日	13,230円	2日目以降	3,000円/日
機能強化型訪問看護管理療養費2	月初日	10,030円	2日目以降	3,000円/日
機能強化型訪問看護管理療養費3	月初日	8,700円	2日目以降	3,000円/日
その他	月初日	7,670円	2日目以降	3,000円/日

<その他の加算金額>

必要時の緊急訪問や営業時間外における利用者や家族への指導・管理・対応が必要な場合	<24時間対応体制加算> 1月につき 6,800円		<input type="checkbox"/>
利用者・家族の求めに応じて診療所または在宅支援病院の主治医の指示により緊急の訪問を行った場合	<緊急訪問看護加算> 1日1回限り 月14日まで2,650円 月15日目以降 2,000円		<input type="checkbox"/>
特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態にある方に限る)に対してサービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合 ★詳細あり	<特別管理加算Ⅱ> 1月につき 2,500円 ※重症度等の高いもの 1月につき 5,000円		<input type="checkbox"/>
入院・入所中の利用者又は家族に対して主治医又は施設の職員とともに退院・退所後の在宅療養上必要な指導を行った場合	<退院時共同指導加算> 8,000円(末期悪性腫瘍等については2回まで可) <特別管理指導加算> ※特別な管理が必要な方 10,000円(退院時指導+2,000円)		<input type="checkbox"/>
下記の場合に対し、退院日に在宅において療養上の必要な指導を行った場合 *厚生労働大臣が定める疾患等 *退院日の訪問看護が必要であると認められたもの	<退院時支援指導加算> 6,000円 ※長時間訪問看護加算対象の方へ 長時間実施した場合 8,400円		<input type="checkbox"/>
夜間(午後6時～午後10時まで)早朝(午前6時～午前8時まで)深夜(午後10時～翌6時まで)で利用者の求めに応じて訪問を行った場合	<夜間・早朝・深夜訪問看護加算> 夜間・早朝の場合 2,100円/回 深夜の場合 4,200円/回		<input type="checkbox"/>
下記の場合に対し、複数名で訪問した場合 *厚生労働大臣が定める疾患等や特別訪問看護指示書の期間 *暴力行為等が認められる	<複数名訪問看護加算> 週1回まで 同一建物2人以下 4,500円 同一建物3人以上 4,000円		<input type="checkbox"/>
下記の場合に対し、複数回訪問した場合 *厚生労働大臣が定める疾患等や特別訪問看護指示書の期間	1日2回	同一建物2人以内 4,500円	<input type="checkbox"/>
		同一建物3人以上 4,000円	
	1日3回	同一建物2人以内 8,000円	
		同一建物3人以上 7,200円	
下記の場合に対し、1回の訪問が90分を超えた場合 *厚生労働大臣が定める状態や特別訪問看護指示書の方に限る	<長時間訪問看護加算> 週1回まで 5,200円		<input type="checkbox"/>

利用者、家族の同意を得た上で主治医の指示のもとターミナルケアを行った場合 *利用者が在宅で亡くなる前14日以内に2回以上訪問を行った場合に限る	<ターミナルケア療養費1> 25,000円(1回のみ) <ターミナルケア療養費2> ※老人ホーム等、施設の加算体制により 10,000円(1回のみ)	<input type="checkbox"/>
喀痰吸引等の業務を行う介護職員等に必要な支援を行った場合	<看護・介護職連携強化加算> 月1回まで 2,500円	<input type="checkbox"/>
医師等と文書にて情報共有を行うとともに共有された情報を踏まえて療養上必要な指導及び助言を利用者又は家族に行った場合	<在宅患者連携指導加算> 1月につき 3,000円	<input type="checkbox"/>
利用者の急変等に伴い医師の求めにより開催されたカンファレンスへ、関係する医療従事者と共同にて参加し利用者に療養上必要な指導を行った場合	<在宅患者緊急時等カンファレンス加算> 2,000円(月2回まで)	<input type="checkbox"/>
利用者の同意を得て下記の諸機関へ必要な情報を提供した場合 ①市町村等 ②義務教育諸学校 ③主治医(入院・入所時)	<情報提供療養費1~3> 1月につき 1,500円	<input type="checkbox"/>
入院中、在宅療養に備えた一時的な外泊に当り訪問看護が必要であると主治医が認めた場合	<訪問看護基本療養費Ⅲ> 8,500円	<input type="checkbox"/>
基準に適合する訪問看護事業所が主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合	<訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)> 1月につき 780円	<input type="checkbox"/>
基準に適合する訪問看護事業所が電子資格確認により利用者の診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	<訪問看護医療DX情報活用加算> 1月につき 50円	<input type="checkbox"/>

- ・サービス提供時間が2時間を超える場合(30分毎) 4,000円
- ・週3回を超える訪問(回数制限のある方のみ) 8,500円
- ・死後の処置料 10,000円
- ・保険給付外対象サービス費用
- 訪問看護 看護師日中30分につき 4,500円
- 訪問看護 リハビリ日中20分につき 3,000円

★ 特別管理加算Ⅰ(重症度等の高いもの) 5,000円

在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態  
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱ 2,500円 以下のいずれかを受けている状態にある者

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 在宅自己腹膜灌流指導管理    | 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理      |
| 在宅血液透析指導管理      | 在宅自己疼痛管理指導管理        |
| 在宅酸素療法指導管理      | 在宅肺高血圧症患者指導管理       |
| 在宅中心静脈栄養法指導管理   | 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 |
| 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 | 真皮を超える褥瘡がある状態       |
| 在宅自己導尿指導管理      | 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定  |
| 在宅人工呼吸指導管理      |                     |

(1) 交通費

福岡市東区、博多区、古賀市、糟屋郡にお住まいの方は無料です  
その他の地域にお住まいの方は200円/回です

(2) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気等の費用はご利用者様の負担となります

(3) キャンセル料

利用日の2時間前までに連絡があった場合無料

原則として、連絡のない場合は、訪問看護基本療養費の10%を徴収

ただし、ご利用者様の病状の急変等のやむを得ない事情がある場合は不要